

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

第1 福祉マンパワーセンター運営

1. 事業の概要

(1) 事業目的

社会福祉施設等に就職を希望する者に対する就業のあっせんや、社会福祉事業従事者に対する研修を実施することにより、県民に良質な福祉サービスを提供する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・福祉マンパワーセンター運営事業 ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法 群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：(社福) 群馬県社会福祉協議会 (福祉マンパワーセンターの管理運営を指定管理者に委託)

(4) 事業計画

①福祉マンパワーセンターの運営 53,180千円

福祉マンパワーセンターの管理運営を指定管理者に委託し、効率的な運営を図る。

- ・指定管理者：(社福) 群馬県社会福祉協議会
- ・指定期間：平成30年4月1日～令和4年3月31日(4年間)(注)
- ・委託業務：福祉人材センターバンク事業(福祉人材無料職業紹介)
研修事業(社会福祉事業従事者等の養成)

(注)：令和2年12月25日に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、指定期間を1年延長した。

②福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉マンパワーセンターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者と事業者のマッチング支援、求職者のニーズに合わせた職場開拓等を実施する。

(5) 事業内容

①福祉マンパワーセンターの運営

社会福祉法第 93 条において、「都道府県知事は社会福祉事業等に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる」とされている。

群馬県では、福祉人材センターを福祉マンパワーセンターと呼んでいる。

群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例において、設置目的及び業務が以下のとおり規定されている。

(設置)

第二条

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めるため、群馬県福祉マンパワーセンターを前橋市に設置する。

(業務)

第三条

- ア 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助に関する業務
- イ 社会福祉事業従事者又は社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修に関する業務
- ウ 社会福祉事業従事者の確保に係る調査研究に関する業務
- エ 社会福祉事業に関する啓発普及に関する業務
- オ 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

群馬県では、(社福)群馬県社会福祉協議会を指定管理者として、管理運営を委託している。なお、公募により指定管理者を決定したが、1 者のみの応募であった。

令和元年度の実際の事業内容は下記のとおりである。

ア 福祉人材確保の安定化・定着化

(ア) 群馬県福祉マンパワーセンターの管理・運営

- ・ 県福祉マンパワーセンター運営委員会の開催
- ・ 市・太田市福祉人材バンクとの連携強化

(イ) 次代の福祉人材の育成と福祉分野のイメージアップ

- ・ 福祉の仕事・魅力発見セミナー専門員派遣事業の実施
- ・ 高校生のための福祉セミナーの開催
- ・ 福祉の職場見学バスツアーの開催

- ・福祉従事者養成校に対する情報提供
 - ・あらゆる媒体を介した積極的な広報活動を展開し、介護職のイメージアップを図るとともに、県福祉マンパワーセンターを広く一般県民に周知
- (ウ) 福祉人材無料職業紹介所の利用促進
- ・福祉人材無料職業紹介所の運営
 - ・インターネット職業紹介システムの効果的運用
- (エ) 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化
- ・福祉人材確保相談事業の実施
 - ・「離職した介護福祉士の届出制度」の周知
 - ・専門相談員による就業支援事業の実施
 - ・福祉ハートフルフェアの開催
 - ・地域別ミニ就職面接会の開催
 - ・福祉の就職ガイダンスの開催
 - ・出張相談会の実施
 - ・福祉・介護人材定着支援セミナーの開催
 - ・福祉のお仕事「就活応援セミナー」の実施
 - ・求職者に対する情報提供
 - ・インターネットホームページの積極的活用
 - ・福祉人材マッチング機能強化事業の実地・施設見学会の開催、福祉の仕事相談会開催（福祉・介護人材マッチング機能強化事業）
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施
 - ・福利厚生センター事業の実施
- イ 研修事業の充実による人材育成
- (ア) 研修機能の強化
- ・研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実

②福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉・介護分野での質の高い人材を確保するため、福祉マンパワーセンターに福祉・介護に関する専門知識をもつキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図る。（福祉マンパワーセンターの運営事業と分けているが、実際には、福祉マンパワー事業の一部である。）

ア 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施

- ・キャリア支援専門員による施設・事業所への訪問実施
- ・キャリア支援専門員による福祉従事者養成校等への訪問実施
- ・キャリア支援専門員による県内ハローワークへの訪問実施

- ・キャリア支援専門員による求職相談の実施
- ・キャリア支援専門員による就労後相談の実施
- ・キャリア支援専門員連絡会議の開催

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
6,611(10%)	22,877(33%)	—	39,323(57%)	68,811(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	69,155	65,000	4,155	
平成 30 年度	68,617	64,982	3,635	
令和元年度	68,811	65,871	2,940	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	65,871	マンパワーセンター運営 50,317 マッチング機能強化事業 15,554
合計	65,871	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 福祉マンパワーセンターの運営

- ・求職相談件数
- ・就職件数
- ・研修会参加人数

イ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

なし

②達成状況（令和元年度）

ア 福祉マンパワーセンターの運営

	目 標	実 績	達成率
求職相談件数	6,000 件	3,191 件	53.2%
就職件数	400 件	179 件	44.7%
研修会参加人数	1,100 件	952 件	86.5%

イ 福祉介護人材マッチング機能強化事業

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）福祉マンパワーセンター運営における事業目標の達成状況について（意見4）

事業目標のうち、求職相談件数及び就職件数が過去4年間で一度も達成できていない。求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じる必要がある。

（現状及び問題点）

令和元年度の事業目標の達成状況によれば、研修会参加人数は概ね目標を達成しているが、求職相談件数及び就職件数は、達成率50%程度と低迷している。更に、平成28年度～平成30年度の3年間は以下のとおりである。

		目 標	実 績	達成率
平成28年度	求職相談件数	7,500 件	4,938 件	65.8%
	就職件数	500 件	272 件	54.4%
	研修会参加人数	1,100 件	1,140 件	103.6%
平成29年度	求職相談件数	6,200 件	4,032 件	65.0%
	就職件数	400 件	239 件	59.0%
	研修会参加人数	1,100 件	1,139 件	103.5%
平成30年度	求職相談件数	6,000 件	3,239 件	54.0%
	就職件数	400 件	190 件	47.5%
	研修会参加人数	1,100 件	1,001 件	91.0%

求職相談件数は、目標を下げていても達成率が改善しない状況が続いている。就職件数も、目標を達成していない。

福祉・介護業界は慢性的な人材不足に陥っており、求職者が目標人数ほど多くない可能性も否定できないが、慢性的な人材不足だからこそ、1人でも多くの求職相談を受け、就職件数に結びつける必要がある。

直近5年間の指定管理料は、以下のとおりである。ほぼ横ばいで推移しているものの、事業目標の達成率は下がってきており、目標達成に向け更なる工夫が求められる。

	指定管理料
平成28年度	51,004千円
平成29年度	49,580千円
平成30年度	49,695千円
令和元年度	50,317千円
令和2年度(予算)	53,180千円

(改善策)

求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じて事業目標を達成できるように努める必要がある。

第2 地域あんしん生活支援

1. 事業の概要

(1) 事業目的

少子高齢化や核家族化などにより社会が大きく変容する中、地域共生社会づくりを推進し県民が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉推進の中核的存在である県社会福祉協議会が取り組む各種のセーフティネット事業に必要な支援を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・高齢者の権利擁護
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法・成年後見制度の利用の促進に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：成年後見制度利用促進事業は社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託
地域生活定着支援センターは社会福祉法人はるな郷に委託

(4) 事業計画

①地域あんしん生活支援（日常生活・生活福祉資金） 138,395 千円

②成年後見制度利用促進 1,401 千円

③市民後見推進事業 9,856 千円

④地域生活定着支援センター 25,000 千円

(5) 事業内容

①地域あんしん生活支援（日常生活・生活福祉資金）

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある方々が地域で安心して生活できるように支援する事業

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯の方々に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する制度

(令和元年度生活福祉資金の状況 (貸付実績))

区分		令和元年度 貸付決定	
		件数 (件)	金額 (千円)
総合支援資金		0	-
福祉資金	福祉費	59	7,693
	緊急小口資金	118	5,521
教育支援資金		110	49,465
不動産担保型生活資金	一般	0	-
	要保護	5	30,587
臨時特例つなぎ資金		1	100
合計		293	93,366

②成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用促進を目的として、制度普及啓発のための県民向けセミナーや、制度利用に関する相談対応・調整等を行う市町村の体制整備支援のための研修及び情報交換会を実施するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会と業務委託契約を締結

③市民後見推進事業

市民後見人養成研修の受講、活動中の市民後見人に対する支援体制の整備検討、候補者が家裁から選定されるまでの資質の向上や意欲の向上を図るためのフォローアップ研修の開催、受任適否・候補者選考を行う受任調整会議の開催、成年後見制度や市民後見人の役割を紹介する後援会（市民向けセミナー）等の開催

(令和元年度 市民後見人補助額一覧)

補助対象者	補助額 (単位：千円)
高崎市	1,425
太田市	430
館林市	1,785
合計	3,640

④地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所及び少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に

資することを目的とする。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
81,237 (47%)	23,975(14%)	—	69,440 (40%)	174,652 (100%)

②その他

ア 成年後見制度利用促進事業 2/3 国 1/3 群馬県

イ 市民後見推進事業：2/3 国 1/3 群馬県

ウ 生活福祉資金：①事務費 1/2 国 1/2 群馬県、②特例貸付原資 10/10 国（※）

※②は新型コロナウイルス感染拡大に伴う補正予算

エ 日常生活自立支援事業：1/2 国 1/2 群馬県（一部 10/10 群馬県）

オ 地域生活定着支援センター：3/4 相当国（国の基準額を超える部分は一般財源）

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	165,334	161,912	3,422	
平成 30 年度	162,999	158,333	4,666	
令和元年度	162,925	620,169	△457,244	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	26,529	地域生活定着支援センター、成年後見制度利用促進、市民後見推進
負担金補助及び交付金	593,640	日常生活自立支援、生活福祉資金貸付、成年後見制度利用促進、市民後見推進
合計	620,169	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 成年後見制度利用促進事業：普及啓発セミナー受講者数（250 人）

イ 市民後見推進：新規の研修受講者数（50 人）

②達成状況

- ア 成年後見制度利用促進事業：普及啓発セミナー受講者数（433人）
- イ 市民後見推進：新規の研修受講者数（160人）

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助事業執行状況報告について（指摘1）

補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告が行われておらず、群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10に違反している。

適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を把握するとともに、執行状況を記録として残す必要があるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。

（現状及び問題点）

群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10において、「補助事業の執行状況の報告は、補助事業状況報告書（様式第4号）によるものとし、補助金の交付決定年度の11月30日までに提出しなければならない。」とされている。

しかし、補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告は行われていない。補助事業執行状況報告を求めた趣旨は、当該報告により補助金の執行状況を把握し、補正予算の策定に役立てるためと考える。群馬県の各担当部署から、群馬県社会福祉協議会に進捗状況は問い合わせているものと思われるが、記録に残されていないため、確認できない。

（改善策）

適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を疎明する資料が必要であるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。

（2）市民後見推進について（意見5）

市民後見については、ほとんど利用実績がなく、市民後見推進のための補助金が有効活用されていない。今後は補助金の有効性を高めるため、市民後見人が実際に選任されるような施策を実施すべきである。

（現状及び問題点）

市民後見推進については、市民後見人の養成講座等を行っているが、現状、家庭裁判所が親族及び専門家（弁護士・司法書士等）以外の市民を成年後見人として選任したケース

は過去から現在までに、高崎市において弁護士のサポートを前提に複数の実績があるのみで、それ以外の市町村においては実績がない。したがって、令和元年度は高崎市を除いた2つの市に2,215千円の補助金が支給されているが、家庭裁判所から市民後見人が選任された実績はないため、補助金が有効活用されていない。

(改善策)

補助金の有効性を高めるため、市民後見人の活用方法を考えるべきである。具体的には市民後見人の選任を家庭裁判所に働きかけるか、若しくは家庭裁判所で市民後見人を選任しないようなら、市民後見人を弁護士等専門家や社会福祉協議会の補助者として経験を積ませて、将来的には家庭裁判所が選任してくれるような方策を考えるべきである。

(3) 実績報告書の正当性チェックについて（意見6）

委託料と決算額が一致している場合は、その決算額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。

(現状及び問題点)

令和元年度群馬県成年後見制度利用促進事業については、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している。委託先からは実績報告書とともに、当該事業に係る委託料精算書が添付されてくる。当該委託料精算書には、決算額が記載されているが、当該決算額(1,401,000円)は委託料(1,401,000円)と一致していた。通常、委託料と決算額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性を確認する必要がある。

(改善策)

実績報告書の決算額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。

第3 医療介護連携推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民が可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅医療の提供体制の整備、在宅医療・介護連携の推進、県民への普及啓発等を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備 ・在宅医療・介護人材育成事業 ・医療介護連携推進支援 等
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	—

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備 40,063 千円

- ・市町村や、各地域において在宅医療・介護連携推進に取り組む関係団体を支援する。
- ・在宅医療を担う診療所や訪問看護ステーションなどの開設・運営を支援する。

②在宅医療・介護人材育成事業 12,440 千円

- ・在宅医療に係る人材育成、多職種連携、普及啓発等の事業を支援する。
- ・介護支援専門員を対象とした医療介護連携推進研修を行う。

③医療介護連携推進支援 等 5,584 千円

- ・地域における退院調整ルールの進行管理や、患者の意思決定を支援する研修や普及啓発等を行う。

(5) 事業内容

①地域包括ケア推進、在宅医療基盤整備

市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施につなげるため、在宅医療介護連携の推進拠点となる郡市医師会等が行う以下の取組に対して支援を行っている（令和元年度実績：6事業）。

- ・在宅医療の実施体制の充実
- ・在宅医療介護連携体制の構築推進
- ・主治医、副主治医制の構築等に係る調整
- ・在宅医療推進に係る研修（在宅医療に係る医師の同行訪問等）

在宅療養支援診療所等における在宅医療の提供に必要な医療機器等の購入のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入に対して支援を行っている（令和元年度実績：22事業）。また、訪問看護支援ステーションを5か所指定し、訪問看護師の技術及び訪問看護事業所の運営等に関する実践的な支援が受けられる仕組みを整備している。

②在宅医療・介護人材育成事業

以下の3つの研修を行っている（令和元年度実績：計31事業）。

- ・人材育成研修（専門研修）
 - 在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る医療従事者向け研修（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）及び専門分野研修（認知症、がん等）
- ・人材育成研修（多職種連携）
 - 在宅医療における多職種又は医療・介護の連携促進に係る研修
- ・普及啓発
 - 県民等に対する在宅医療に関する普及啓発事業

③医療介護連携推進支援 等

在宅医療・介護支援パンフレット「住み慣れたわが家で」を15,000部発行している。また、患者の意思決定支援事業として、専門職向け研修会を3回、県民向け講演会を2回開催している。（いずれも令和元年度実績）

（6）国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	68,004(98%)	—	1,374(2%)	69,378(100%)

②その他

本事業の主な財源である群馬県地域医療介護総合確保基金は、国が2/3、県が1/3の負担割合となっている。また、本事業では市町村への交付金はない。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	78,843	42,716	36,127	
平成 30 年度	69,061	34,047	35,014	
令和元年度	69,378	29,009	40,369	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
補助金	19,404	地域医療介護総合確保基金事業費
委託料	4,176	訪問看護支援ステーションに係る委託料等
需用費	2,215	在宅医療介護支援パンフレット印刷等
賃金	1,583	会計年度任用職員賃金
報償費	802	研修会講師謝金等
旅費	278	費弁旅費等
共済費	260	会計年度任用職員健康保険料等
使用料及び賃借料	141	会場使用料等
役務費	118	通信費等
償還金利子及び割引料	32	過年度国庫金返還
合計	29,009	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア 退院支援を実施(退院支援加算を算定)している病院・診療所数

50~51 か所(平成 27 年度) → 56~58 か所(令和 2 年度)

イ 退院調整ルールに係る退院調整漏れ率

24.2%(平成 27 年度) → 20%未満(令和 2 年度)

ウ 訪問診療を実施している病院・診療所数

485 か所(平成 27 年度) → 519 か所(令和 2 年度)

エ 訪問診療を実施している病院・診療所 1 か所当たりの患者数(1 か月当たりレセプト数)

19.3 人(平成 27 年度) → 20.7 人(令和 2 年度)

- オ 訪問歯科診療（居宅又は施設）を実施している診療所数
200 か所（平成 27 年度）→ 234 か所（令和 2 年度）
- カ 健康サポート薬局数
17 か所（平成 29 年度）→ 64 か所（令和 2 年度）
- キ 訪問看護事業所数
177 か所（平成 28 年度）→ 196 か所（令和 2 年度）
- ク 在宅療養支援診療所数
237 か所（平成 28 年度）→ 250 か所（令和 2 年度）
- コ 往診を実施している病院・診療所数
728 か所（平成 27 年度）→ 829 か所（令和 2 年度）
- サ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
114 か所（平成 28 年度）→ 126 か所（令和 2 年度）
- シ 在宅看取り（ターミナルケア加算等を算定）を実施している病院・診療所数
194 か所（平成 27 年度）→ 221 か所（令和 2 年度）

②達成状況

11 項目のうち、現時点で目標を達成しているものが 3 項目、達成はしていないものの計画策定時に比べて改善しているものが 5 項目、計画策定時に比べて後退しているものが 2 項目、比較可能なデータがないものが 1 項目、となっている。

- ア 退院支援を実施（退院支援加算を算定）している病院・診療所数
53～59 か所（平成 30 年度）（目標値）56～58 か所（令和 2 年度） 改善
- イ 退院調整ルールに係る退院調整漏れ率
13.2%（令和元年度）（目標値）20%未満（令和 2 年度） 達成
- ウ 訪問診療を実施している病院・診療所数
487～511 か所（平成 30 年度）（目標値）519 か所（令和 2 年度） 改善
- エ 訪問診療を実施している病院・診療所 1 か所当たりの患者数（1 か月当たりレセプト数）
データなし（目標値）20.7 人（令和 2 年度） —
（注）データ提供元の政府において提供範囲の変更が行われた結果、算定できなくなったとのことである。

- オ 訪問歯科診療（居宅又は施設）を実施している診療所数
183 か所（平成 29 年度）（目標値）234 か所（令和 2 年度） 後退
- カ 健康サポート薬局数
27 か所（令和元年度）（目標値）64 か所（令和 2 年度） 改善
- キ 訪問看護事業所数
200 か所（令和元年度）（目標値）196 か所（令和 2 年度） 達成

ク	在宅療養支援診療所数	245 箇所（令和元年度）	（目標値）250 箇所（令和 2 年度）	改善
ケ	往診を実施している病院・診療所数	660～677 箇所（令和元年度）	（目標値）829 箇所（令和 2 年度）	後退
コ	24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数	131 箇所（平成 29 年度）	（目標値）126 箇所（令和 2 年度）	達成
サ	在宅看取り（ターミナルケア加算等を算定）を実施している病院・診療所数	206～226 箇所（平成 30 年度）	（目標値）221 箇所（令和 2 年度）	改善

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）在宅医療・介護連携に関する相談窓口について（意見 7）

県では、各地域に設置されている「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。

各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。

（現状及び問題点）

在宅医療と介護との連携を推進するため、群馬県内には、市町村により「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」が 15 箇所開設されている。各相談窓口は、在宅医療・介護連携推進事業として、地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携に関する相談支援、地域住民への普及啓発等を実施している。

このように、これらの相談窓口の活動は本事業の適切な実施にとって極めて重要と考えられる。しかしながら、県では、これらの相談窓口の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。

（改善策）

各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。

(2) 成果指標について (意見 8)

成果指標のうち、2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。また、現在の11項目の多くは、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。

このため、直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。また、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。

(現状及び問題点)

本事業の11項目の成果指標のうち、「訪問歯科診療(居宅又は施設)を実施している診療所数」及び「往診を実施している病院・診療所数」の2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。

この原因について、担当室は、歯科医師・医師の高齢化により、訪問歯科診療や往診に対応できる診療所等が減少したことを挙げていた。また、往診の件数自体は増加しており、一部の病院・診療所への依頼が集中した可能性を指摘していた。

この立場から考えると、対応する診療所・病院が減少したとしても、全体として訪問歯科診療や往診に対応できていれば、在宅医療の推進との関係で問題ないとの考え方もあるが、その場合は、診療所の数を成果指標としていることの妥当性の問題が生じる。

また、成果指標を分類すると、現在の11項目のうち、「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」と「退院調整漏れ率」の2項目以外は、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。なお、「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」は、国のデータの提供方針が変更となったことにより、比較可能なデータを作成できない状態となっている。

(改善策)

計画策定時の値よりも直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。

成果指標については、施設数に関する指標が多く、患者数に関する唯一の指標であった「訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数」も比較可能なデータが入手できなくなっており、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。

第4 地域医療介護総合確保計画

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢化の急速な進展による医療・介護サービスの需要の増大に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：—

(4) 事業計画

地域医療介護総合確保基金の積立 当初予算 1,744,027 千円

上記基金の運用益積立 当初予算 1,035 千円

(5) 事業内容

地域医療介護総合確保基金を運用し、下記事業を対象に資金を交付する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業

③ 介護施設等の整備に関する事業

④ 医療従事者の確保に関する事業

⑤ 介護事業者の確保に関する事業

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,162,684(67%)	1,035(0%)	—	581,343(33%)	1,745,062(100%)

②その他

事業負担割合 国2/3、県1/3

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,700,052	2,713,722	△13,670	
平成30年度	2,290,378	2,299,142	△8,764	
令和元年度	1,745,062	1,348,482	396,580	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
積立金	1,348,482	地域医療介護総合確保基金積立金
合計	1,348,482	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第5 地域支援事業推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防の取組や支え合いの地域づくり等に対して支援する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域支援事業交付金
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：市町村、地域包括在宅介護支援センター協議会、群馬県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター

(4) 事業計画

①介護予防対策推進 16,804 千円

運動・栄養・口腔・社会参加に着目したフレイル (frail) 予防・介護予防の取組を推進するため、フレイル予防サポーター養成標準教材を作成し、モデル市町村においてフレイル予防サポーター養成・生活機能の評価等を実施する。

*フレイルとは、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態と理解されている（荒井秀典「フレイルの意義」日老医誌 2014 年 51 号 497-501 頁）。

②地域包括支援センター機能強化事業 8,345 千円

市町村が開催する自立支援型地域ケア個別会議にアドバイザーや理学療法士等の専門職を派遣し、会議の立ち上げを支援する。

③生活支援体制整備推進、生活支援サービス普及啓発 3,858 千円

市町村向け相談窓口の設置、研修等を実施する。

④地域支援事業交付金 1,239,765 千円

市町村が実施する地域支援事業の経費の一部を交付する。

(5) 事業内容

①介護予防対策推進

ア フレイル予防

令和元年度においては、介護予防対策推進として、以下のフレイル予防事業を実施した。

- (ア) フレイル予防推進リーダー養成標準教材の作成
- (イ) フレイル予防インストラクター養成研修（1回）
- (ウ) モデル市（3市、前橋市・伊勢崎市・安中市）による実証実験
 - ・フレイル予防推進リーダー養成講座の事前評価
 - ・推進リーダー自身の通いの場などでのフレイル予防の取組
 - ・取組後の評価

イ 群馬県地域リハビリテーション支援センター運営

県地域リハビリテーション支援センターに委託し、以下の事業などを実施した。

- (ア) フレイル予防普及啓発講演会の実施（1回）
- (イ) 地域リハビリテーション支援センター関係者研修会
- (ウ) 広域支援センターの支援

ウ 地域リハビリテーション広域支援センター運営

地域リハビリテーション広域支援センターに委託し、以下の事業などを実施した。

- (ア) 介護予防サポーター養成
 - 初級 416 人、中級 337 人
- (イ) 市町村、施設などへの指導 89 件
- (ウ) 推進協議会、実務者会議の運営
- (エ) 相談対応
- (オ) 啓発活動

エ 介護予防の推進のための指導者育成研究

群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画に基づき、介護従事者の確保を図るため、介護予防の推進のための指導者育成事業等を行う県単位のリハビリテーション関連団体等に対し、補助金を交付している。

令和元年度においては、群馬県理学療法士協会・作業療法士協会・言語聴覚士会連絡協議会、群馬県作業療法士会に対し、補助金を支出した。

オ 運動器の機能向上担当者研修

一般社団法人群馬県理学療法士協会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、研修を実施した。

- (ア) 対象者

運動器の機能向上に従事する県内の通所リハビリテーション及び通所介護事業所に勤務する職員又は市町村で介護予防事業に携わる職員等

(イ) 実施回数

年1回×4箇所(座学、実技)

カ 口腔ケア担当者研修

公益社団法人群馬県歯科医師会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、研修を実施した。

(ア) 対象者

口腔機能向上に従事する県内のリハビリテーション及び通所介護事業所に勤務する職員又は市町村で介護予防事業に携わる職員

(イ) 回数

年1回

②自立支援型ケアマネジメント推進

市町村(地域包括支援センター)が開催する地域ケア会議に対し、理学療法士等の専門職を派遣するとともに、地域包括支援センターの職員等を対象に介護予防ケアマネジメントに関する研修等を開催した。

具体的な実施状況等は、以下のとおりである。

ア 自立支援型地域ケア会議へのアドバイザー、専門職派遣

10市町村

イ 介護予防支援従事者研修

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、実施した。

(ア) 対象者

- ・地域包括支援センターの新人職員
- ・地域包括支援センターから介護予防支援の一部を受託する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員で、市町村を通じて申し込んだ者(過去に当該研修を受講した者は除く)

(イ) 実施回数

年1回

ウ 地域包括支援センター職員階層別研修

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会との間で委託契約を締結し、以下のとおり、実施した。

(ア) 対象者

市町村の担当職員、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに勤務する職員

- ①初任者の目安：経験年数0～3年
- ②現任者の目安：経験年数4年以上
- ③指導者の目安：指導者（センター長）や希望する担当者

(イ) 研修内容

研修名	対象者	研修区分	回数
初任者研修	地域包括支援センター職員	基礎的事項	前期1回 後期1回
現任者研修		実践的事項	1回
指導者研修		組織マネジメント	1回

エ 群馬県自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る研修

特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士協会、一般社団法人群馬県薬剤師会及び公益社団法人群馬県栄養士会との間で、それぞれ、委託契約を締結し、以下のとおり、歯科衛生士、薬剤師、栄養士に対する研修を実施した。

(ア) 対象

県内に在勤又は在住する各資格取得者

(イ) 実施回数

年1回以上

(ウ) 研修内容

以下を標準的内容とする1時間30分程度の研修

- ・行政説明：事業の概要説明（15分）
- ・講義1：「自立支援型地域ケア個別会議」の意義について（30分）
- ・講義2：「自立支援型地域ケア個別会議」への参加経験から（30分）
- ・「自立支援型地域ケア個別会議」の実際（ビデオ解説）（15分）

③生活支援体制整備推進、生活支援サービス普及啓発

ア 生活支援体制整備支援事業

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会との間で委託契約を締結し、以下の事業などを実施した。なお、(ア)以外は、群馬県との共催で実施している。

(ア) 生活支援体制整備に関するワンストップ相談窓口の設置

(イ) 生活支援コーディネーター養成研修企画等会議

(ウ) 生活支援コーディネーター養成研修

(エ) 生活支援コーディネーターフォローアップ研修

イ 生活支援サービス普及啓発

群馬県主催で「買い物弱者支援に係る情報交換会」を実施した。

④地域支援事業交付金

介護保険法第 123 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、県が市町村に対して交付する交付金である。介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付割合は、法律及び政令により、以下のとおり、定められている。包括的支援事業及び任意事業に関しては、事業費の 19.25%が県の負担額である。

<p>【介護保険法第 123 条】</p> <p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額を交付する。</p> <p>4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。</p> <p>【介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 2 条】</p> <p>3 法第 123 条第 3 項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額とする。</p> <p>4 法第 123 条第 4 項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における特定地域支援事業支援額の 100 分の 25 に相当する額とする。</p>
--

市町村が行うべき事業に関する目安は、国が「地域支援事業実施要綱」を定めて示している。

介護予防・日常生活支援総合事業は、もともとは介護サービスの一部であったが、平成 26 年に法律が改正され、要支援 1・2 の者の一部サービスが「介護予防・日常生活支援総合事業」とされた。

事業の実施主体は市町村である。サービスの主体は、既存の介護事業所だけでなく、住民や市町村など、多様となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
15,610(1%)	13,397(1%)	—	1,239,765(98%)	1,268,772(100%)

②その他

市町村への交付・・・1,295,884 千円

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	929,656	1,108,497	△178,841	超過分は補正予算で対応
平成 30 年度	1,246,136	1,293,715	△47,579	超過分は補正予算で対応
令和元年度	1,268,772	1,315,043	△46,271	超過分は補正予算で対応

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	1,055	地域ケア会議等への専門職派遣
旅費	360	地域ケア会議等への専門職旅費
需用費	66	研修講師昼食等
役務費	20	研修通知切手代等
委託料	17,571	研修委託費
使用料及び賃借料	87	研修会場使用料
負担金補助及び交付金	1,295,884	地域支援事業交付金(県費負担金)
合計	1,315,043	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

介護予防サポーター養成数、高齢者の通いの場の参加数・参加率、自立支援型の個別会議の開始に関し、数値目標を定めている。

②達成状況

令和2年度終了時点の達成目標であるが、全体的に、達成できる見込みである。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 委託金額の確定方法について(意見9)

研修実施の委託契約に関しては、委託先が実際支出した金額を超えて委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。

(現状及び問題点)

介護予防対策推進として実施している運動器の機能向上担当者研修及び口腔機能向上担当者研修は、いずれも、県が他団体との間で委託契約を締結して実施している。そして、その委託金額は、委託先より、講師等報償費や交通費、食糧費、会場費、資料作成費、消

耗品費（資料作成費、案内状発送費）等の見積りを得た上で決定し、委託契約を締結していた。同委託金額は確定金額とされており、研修実施後に実際の研修実施にかかった費用などを確認して精算するなどはされていなかった。自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る研修についても、同様に、研修実施後の精算はされていない。

確かに、委託契約は、契約締結時に委託金額を確定させることが多い。

しかしながら、研修の実施等の委託契約は、実際に研修が修了しなければ、交通費や資料作成費、消耗品費等が確定することはない。契約締結時に金額を確定させることが困難な場合といえる。例えば、介護高齢課が他団体との間で委託契約を締結して実施している介護研修等については、契約締結時の委託金額は概算額とした上で、業務実績報告書の提出後に同報告書の内容を検査し、委託額を確定することとしている。

県が実際に支出した金額を超えて委託先が委託料を支払うことは、妥当とはいえない。

また、高齢者施策として実施する研修の中で、委託料の確定方法に差を設ける必要があるものとは考えられない。

(改善策)

研修実施の委託契約に関しては、県が実際支出した金額を超えて委託先が委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。

(2) 委託契約の効果測定について（意見 10）

委託契約の効果を測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県は、生活支援体制整備支援事業として、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会との間で委託契約を締結し、「生活支援体制整備に関するワンストップ相談窓口の設置」を委託している。そして、委託料の中には、相談員（1名）12ヶ月分の人件費も含まれている。

同委託契約に関しては、事業終了後に委託先から事業実績報告書の提出がなされることとなっているが、令和元年度において提出された事業実績報告書には、相談業務に関する実績報告はなされていなかった。

これでは、委託契約の効果測定をすることができない。

(改善策)

委託契約の効果を測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。

第6 認知症施策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

認知症の人が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する住民の理解を促進し、地域全体で認知症の人やその家族を支えていく環境や体制を整備する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	3 認知症施策の推進 ・認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ・容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供と相談体制の充実 ・地域における支援体制の整備
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：健康福祉部健康福祉課

委託先 認知症疾患医療センター（指定医療機関）、各専門職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）、認知症の人と家族の会群馬県支部他

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①認知症疾患医療センター運営事業	38,020 千円
②認知症への理解を深める県民運動推進	3,057 千円
③医療従事者等認知症対応力向上研修の実施	8,100 千円
④認知症高齢者介護家族等支援	2,184 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①認知症疾患医療センター運営事業	県が認知症疾患医療センターを設置（指定）し、保健医療・介護医療と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。 県としては13医療機関の指定を行い、上記業務を委託している。
②認知症への理解を深める県民運動推進	認知症アンバサダーによる認知症理解促進イベントの開催、啓蒙のための電子広告等を行っている。また、社会的に認知症の理解を広げるべく認知症サポーター養成を行うキャラバンメイト養成研修会を実施している。
③医療従事者等認知症対応力向上研修の実施	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他病院勤務医療従事者向けに認知症対応力向上のための研修を実施している。
④認知症高齢者介護家族等支援	認知症家族の会への補助、本人ミーティングの実施、及び認知症の人と家族のための電話相談を行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,193 (39%)	12,400 (21%)	—	23,194 (39%)	58,787 (100%)

②その他

認知症サポーター養成支援事業として各市町村へ研修実施の要請をしているが、県としては研修テキストやオレンジリングの提供を行っている。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	45,655	36,488	9,167	実績による委託費の減等
平成 30 年度	48,727	36,622	12,105	実績による委託費の減等
令和元年度	58,787	43,901	14,886	実績による委託費の減等

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	313	研修講師への報償費
旅費	335	研修講師旅費、職員研修旅費
需用費	1,039	認知症サポーター養成支援
役務費	96	駐車場整理等
委託料	39,645	認知症疾患医療センター等委託
使用料及び賃借料	62	研修会場使用料
負担金補助及び交付金	2,411	研修受講県負担金等
合計	43,901	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

高齢者保健福祉計画（第7期）にて、令和2年度（2020年度）の目標指標が掲げられている。その内容は以下の通りである。

成果指標	令和2年度目標値
認知症サポーターの人数	200,000人
キャラバン・メイトの数	1,600人
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	1,150人
認知症サポート医養成研修受講者	160人
歯科医認知症対応力向上研修受講者	320人
薬剤師認知症対応力向上研修受講者	510人
看護職員認知症対応力向上研修受講者	770人
一般病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修	3,830人
認知症介護指導者養成研修受講者	50人

認知症介護実践リーダー研修受講者	830 人
認知症介護実践者研修受講者	5,500 人
認知症カフェ等の設置	35 市町村 (全市町村)

②達成状況

上記成果指標に対する令和元年度実績は以下の通りである。

指標	令和元年度実績	令和2年度目標に対する達成率
認知症サポーターの人数	153,206 人	77%
キャラバン・メイトの数	—	—
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	843 人	73%
認知症サポート医養成研修受講者	174 人	109%
歯科医認知症対応力向上研修受講者	246 人	77%
薬剤師認知症対応力向上研修受講者	378 人	74%
看護職員認知症対応力向上研修受講者	695 人	90%
一般病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修	677 人	18%
認知症介護指導者養成研修受講者	51 人	102%
認知症介護実践リーダー研修受講者	634 人	76%
認知症介護実践者研修受講者	6,119 人	111%
認知症カフェ等の設置	34 市町村	97%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）病院勤務医療従事者認知症対応向上力研修受講者数について（意見 11）

県の認知症施策の1つとして、各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。

令和2年度までの研修受講者目標人数 3,830 人に対して令和元年度実績が 677 人（達成率 18%）と大きく未達の状態である。当該研修は医療事務者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。

認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため研修受講者数を伸ばすよう、Web 対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。

（現状及び問題点）

認知症施策は国としても重要視しており、厚生労働省が国家戦略として平成 27 年に作成した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき群馬県も各種施策を策定、実施している。

県の施策の1つとして、前述した指標でもあげている各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。

令和2年度までの研修受講者目標人数 3,830 人に対して令和元年度実績が 677 人（達成率 18%）と大きく未達の状態である。当該研修は医療事務者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。

なお、指標そのものは国の指標をベースに策定されている（病院一か所あたり 10 名の医療従事者が受講）。

（改善策）

認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため、研修受講者数を伸ばすよう、Web 対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。

第7 高齢者権利擁護推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者の尊厳の保持のために、虐待防止等、高齢者等の権利擁護のための取組を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・虐待・認知症等処遇困難事例対策 ・高齢者虐待対応支援
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	高齢者虐待防止法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部健康福祉課

②実施機関：事業の大部分を一般社団法人群馬県社会福祉士会等に委託している。

(4) 事業計画

①高齢者虐待対応支援 3,922 千円

身体拘束廃止等に関する実態調査や研修会による人材養成、高齢者虐待防止の第一義的な役割を担う市町村への専門職派遣等の対応力強化を行う。

②虐待・認知症等処遇困難事例対策 102 千円

市町村職員等を対象とした研修会を開催する。

(5) 事業内容

①高齢者虐待対応支援

市町村における高齢者虐待対応力向上のために、相談窓口の設置や専門職の派遣、研修会の実施のほか、介護保険事業所等における身体拘束廃止の取組を促進するため研修会及びシンポジウムを開催している。令和元年度の実績は、以下のようになっている。

区分	委託先	事業量	事業費 (千円)
高齢者虐待対応支援	一般社団法人 群馬 県社会福祉士会	電話相談窓口設置、専 門職相談派遣等 13 件 研修会参加者 204 人	1,144
権利擁護推進員養成研修	社会福祉法人 群馬 県社会福祉事業団	参加者 50 人	401
看護実務者研修	公益社団法人 群馬 県看護協会	参加者 59 人	219
身体拘束廃止に関するシンポジウム	群馬抑制廃止研究会	参加者 253 人	958
身体拘束に関する実態調査	県直営、一部業務を 委託		81
計			2,803

②虐待・認知症等処遇困難事例対策

令和元年度は実績なし。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,428(35%)	1,065(26%)	—	1,531(38%)	4,024(100%)

②その他

高齢者権利擁護等推進事業に対する国の補助率は、1/2となっている。市町村に対する交付金はない。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	2,796	2,574	222	
平成 30 年度	3,051	2,772	279	
令和元年度	4,024	2,803	1,221	委託実績による減

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	2,803	権利擁護推進員研修等委託
合計	2,803	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 成果指標の策定について（意見 12）

本事業においては、現在、特に成果指標が設けられていない。

他方、高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。

この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。

(現状及び問題点)

本事業については、群馬県高齢者保健福祉計画において、現在、特に成果指標が設けられていない。

しかしながら、平成 18 年に高齢者虐待防止法が制定されるなど、高齢者の権利擁護に対する社会の関心の高さを考慮すると、何らかの指標を設けて、政策を推進することは重要と考えられる。

(改善策)

高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。

この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。

第8 社会福祉施設等指導監査等及び医療機関立入検査

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県内の社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を行い、施設・事業所運営の適正化及び利用者の権利保護とサービスの質の向上を図る。また、県内の病院等に対し、立入検査を行い、良質かつ適正な医療の提供体制を確保する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法、等

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部監査指導課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①社会福祉法人等に対する指導監査の実施等

社会福祉法人並びに保護施設、老人福祉施設、障害児（者）施設、障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者等に対し、指導監査を実施するとともに、各種研修（集団指導等）を行う。

②病院等に対する立入検査の実施

病院・有床診療所に対し、立入検査を実施する。

③指導監査等の実施結果の情報提供

指導監査等の実施結果を県ホームページ等で情報提供するとともに、指導に活用する。

(5) 事業内容

①社会福祉法人等に対する指導監査の実施等

令和元年度は、939 事業所等を検査し、文書指摘 647 件を含む改善指導を行っている。

区分	対象数	実施数	文書指摘	
			1 機関当たり件数	
社会福祉法人	80	23	65	2.8
社会福祉施設等	57	14	8	0.6
障害児(者)福祉施設	41	24	19	0.8
障害福祉サービス事業所等	780	217	107	0.5
障害児通所支援事業所	196	53	48	0.9
介護保険施設	169	64	78	1.2
介護保険居宅サービス事業所等	4,968	544	322	0.6
合 計	6,291	939	647	0.7

苦情や通報、上記検査の結果、特に問題がある先に対して、監査を実施している。令和元年度は、15 事務所に対して監査を実施し、その結果、7 事業所に対して、指定取消などの行政処分を行っている。

区分	実施事業所数	監査終了	行政処分	勧告	文書指摘	翌年度継続数
障害福祉サービス事業所等	9	7	5	0	0	2
介護保険居宅サービス事業所等	6	6	2	4	0	0
合 計	15	13	7	4	0	2

また、指導監査における指摘事例等を用いて社会福祉法人等向けの各種研修（集団指導等）を開催している。令和元年度は、14 回開催し、延べ 2,317 事業所、2,571 人が受講している。

②病院等に対する立入検査の実施

令和元年度は、90 機関を検査し、文書指摘 37 件を含む改善指導を行っている。

区分	対象数	実施数	文書指摘	
			1 機関当たり件数	
医療機関(病院・診療所)	120	90	37	0.4

③指導監査等の実施結果の情報提供

指導監査等の実施結果を、毎年、報告書にまとめ、ウェブサイトに掲載している。

報告書では、統計データのほか、事例編を設けて、特に注意すべき事例を詳しく解説して、事業所等への注意喚起や制度理解等に役立てている。

※「令和元年度指導監査等の実施結果」の構成

ア 社会福祉法人・施設等への指導監査

指導監査の概要、令和元年度の指導監査について、指導監査の実施概況、指導監査の実施状況・結果、文書指摘の内訳、監査等の実施状況、集団指導

イ 医療機関への立入検査

立入検査の概要、病院の立入検査の実施状況・結果、診療所の立入検査の実施状況・結果

ウ 事例等

はじめに（事例の理解を深めるために）、社会福祉法人運営、社会福祉法人会計処理、障害児（者）福祉施設等、介護保険サービス

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3(0%)	—	—	1,599(100%)	1,602(100%)

(注) 指導監査等実施数に対する高齢者施策対象施設数の割合を用いて算出。

②その他

県内の社会福祉法人等に対して、市町村と分担して実施している。県においては、人員基準等を満たしているか、といった観点から指導監査等を実施している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,489	1,278	211	指導監査等実施数 に対する高齢者施 策対象施設数の割 合を用いて算出。
平成 30 年度	1,793	1,564	229	
令和元年度	1,602	1,335	267	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	973	消耗品、印刷費
報酬	184	特別検査員報酬
旅費	94	指導監査、集団指導、研修参加旅費
役務費	44	通信費
使用料及び賃借料	21	集団指導会場費
報償費	19	集団指導講師謝金
合計	1,335	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 指導・監査に係る文書保存期限について（意見 13）

社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書の保存期限と運用に乖離^{かいり}があるため、運用実態に合わせて文書保存期限を定めることが望ましい。

(現状及び問題点)

社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書を9件ほどサンプリングして閲覧したところ、社会福祉法人からの改善報告の回覧文書を除き、文書保存期限が3年とされているか、または、明示されていなかった。文書保存期限が3年の文書が多い理由は、群馬県文書管理規程において、「監査、検査及び事務指導に関する文書」は3年保存文書とされていることによると考えられる。

しかしながら、指導監査の対象先の中には、前回の指導監査から5年以上経過している施設も存在していた。この点については、運用として、次の指導監査が終了するまでは文書を保存しているとのことであったが、文書保存期限と運用が乖離することは好ましくない状態であると考えられる。

(改善策)

群馬県文書管理規程においては、注書に「監査、検査等に係る文書については、当該監査、検査等が終わるまでの期間を考慮して保存期間を定める。」との記載もあり、施設ご

との指導監査のローテーションを考慮して、その期間に見合った文書保存期限を定めることが望ましい。

第9 高齢社会基本対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

本県における高齢者の保健・福祉に関する基本計画である「第7期高齢者保健福祉計画」に基づく各種施策を推進するため、高齢介護施策推進協議会による計画の進捗管理等を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・安全・安心な生活環境の整備 2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会 ・社会参加・社会貢献の促進
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：高齢者総合相談センターの運営を、群馬県長寿社会づくり財団に委託。また、第8期群馬県高齢者保健福祉計画の策定のための県民意識調査業務については株式会社タイム・エージェントに委託。

(4) 事業計画

①高齢者総合相談センター運営 1,830 千円

②敬老の日長寿者慶祝訪問 4,776 千円

男女最高齢者及び、100歳到達の長寿者に慶祝状等を贈呈し、老人福祉への関心と理解を深める。

③高齢者保健福祉計画進行管理 3,021 千円

次期計画策定の基礎資料とするための県民意識調査を実施する。

④高齢介護施策推進協議会設置・運営 550 千円

介護関係者等により構成する協議会を開催し、幅広い意見を徴することにより、真に高齢者等のニーズに対応した高齢介護施策とする。

(5) 事業内容

①高齢者総合相談センター運営

高齢者総合相談センターの事業は下記のとおり。

- ア 高齢者及びその家族等を対象とした各種電話相談及び面談相談
- イ 高齢者及びその家族等を対象に各種相談事業を実施するに当たり有効、適切と思われる各種情報の収集、整理
- ウ 市町村及び関係団体等が実施する各種相談事業との連携及び支援
- エ 相談実績に係る統計及び相談内容等の分析
- オ その他、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図るため必要な事業

高齢者総合相談事業実施状況

年度	相談件数
平成 30 年度	868 件
令和元年度	661 件

②敬老の日長寿者慶祝訪問

令和元年度においては、県内最高齢者、県内男性最高齢者及び百歳到達者を知事・副知事等が訪問。また以下の記念品を贈呈。

- ・男女最高齢者：慶祝状及び生花（最高齢になって最初の年は銀杯を併せて贈呈）
- ・100 歳到達者：慶祝状及び「フォトフレーム」（県産木材を使用した、2 L 版対応の写真立て）

なお、令和元年度中に百歳に到達する者については、内閣総理大臣からの祝状と記念品（銀杯）を、併せて伝達する。

③高齢者保健福祉計画進行管理

介護保険制度及び介護家族等に関する県民の意見・要望を把握し、第 8 期群馬県高齢者保健福祉計画の策定及び政策立案の基礎資料とすることを目的として、県民意識調査を実施。

なお、調査内容は以下のとおり。

ア 調査内容

- (ア) 介護保険制度等に関する県民意識調査（以下、調査 A とする。）
- (イ) 介護家族等に関する県民意識調査（以下、調査 B とする。）

イ 調査地域

群馬県全域（10 保健福祉圏域）

ウ 標本数（県と受託者が協議の上、決定する。）

調査 A：群馬県内在住の 65 歳以上の男女計 1,600 人

調査 B：群馬県内在住の 40 歳以上 65 歳未満の男女計 1,600 人

エ 抽出方法

(ア) 層化二段無作為抽出法（市町村に抽出依頼し、受託者に情報提供する。）

(イ) 市町村の情報提供が困難な場合は、市町村が調査票の送付を行うこととする。

オ 調査項目数（県と受託者が協議の上、決定する。）

調査A：37項目（属性項目6項目＋質問事項31項目）

調査B：27項目（属性項目5項目＋質問事項22項目）

また、調査方法は以下のとおり。

調査対象者に対して、調査依頼文書、調査票及び返信用封筒（所要額の切手貼付又は料金後納便）を発送する。発送用の封筒は、県が用意した封筒を使用する（切手は受託者が用意することとし、切手代は委託料に含める）。その際、郵送したことが確認できる発送控えを県に提出する。返信用封筒（長3）は受託者が用意することとし、切手代も含めて委託料に含める。

④高齢介護施策推進協議会設置・運営

群馬県高齢介護施策推進協議会は、群馬県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を包括する群馬県高齢者保健福祉計画の策定及び見直し並びに高齢介護施策全般の推進等にあたり、県民各界各層から幅広い意見を徴し、真に高齢者等のニーズに対応した高齢介護施策とするため設置されている。

協議会の直近の開催実績は下記のとおり。

→平成30年度：1回

令和元年度：2回（そのうち1回は新型コロナウイルスの影響で書面開催）

⑤ひとり暮らし高齢者調査

県内のひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の高齢政策の基礎資料を得ることを目的に、毎年「ひとり暮らし高齢者調査」を実施している。なお、調査は市町村及び地域の民生委員児童委員の協力を得て行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－	484(4%)	－	10,553(96%)	11,037(100%)

- ②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	9,540	7,279	2,261	
平成 30 年度	9,034	6,680	2,354	
令和元年度	11,037	8,629	2,408	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	176	推進協議会の委員の手当
旅費	194	推進協議会の委員の旅費等
需用費	3,476	慶祝訪問に係る記念品等
役務費	637	慶祝訪問に係るお祝い状の郵送費等
委託料ほか	4,146	高齢者総合相談センター運営と県 民意識調査の委託等
合計	8,629	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況の開示について（意見 14）

群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況が開示されないと、県民は事業の有効性を評価できないため、今後は進捗状況を、毎年群馬県のホームページで開示すべきである。

（現状及び問題点）

群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）の進捗状況については、群馬県高齢介護施策推進協議会での説明は行われているが、群馬県のホームページでは開示されていない。したがって、県民は当該計画の進捗状況を把握することができない。

（改善策）

情報を積極的に公開し、県民が計画の進捗状況を把握し、事業の有効性を検証できるように、計画の進捗状況については、毎年群馬県のホームページで公開すべきである。

（2）高齢者総合相談センターについて（意見 15）

高齢者総合相談センターについては、相談件数も減少傾向にあり、また、市町村が運営する地域包括支援センターと業務が重複するため、高齢者総合相談センターについては廃止すべきである。

（現状及び問題点）

群馬県は高齢者総合相談センターを設置しており、一方、市町村等は地域包括支援センターを設置している。どちらも高齢者やその家族の相談を受ける等主要な業務に重複が見られる。また、高齢者総合相談センターへの相談件数についても、平成28年度：933件、平成29年度：841件、平成30年度：868件、令和元年度：661件と減少傾向にある。

（改善策）

業務の重複を避け、事業の効率性を高めるため、高齢者総合相談センターは廃止し、地域包括支援センターに一本化すべきである。

（3）県民意識調査の実施方法について（意見 16）

紙で行われている県民意識調査について、回答率をより高め、県民のニーズを群馬県高齢者保健福祉計画により反映させるためにも、次回の県民意識調査については、LINE などインターネットを利用することを検討すべきである。

(現状及び問題点)

第8期群馬県高齢者保健福祉計画の策定のための県民意識調査については、調査票等を郵送することで行っている。しかし、現状のように、パソコン及びスマートフォンの利用が広がっている中、紙での調査は回答率が下がるおそれがあり、また集計にも時間がかかり非効率である。なお、令和2年5月29日に総務省より公開されている「令和元年通信利用動向調査の結果」によれば、令和元年の年齢階層別インターネット利用状況は、40～49歳：98.3% 50～59歳：97.7% 60～69歳：90.5% 70～79歳：74.2% 80歳以上：57.5%となっており、高齢者が紙でしか回答してこないとの認識は必ずしも当てはまらない。

(改善策)

県民意識調査の回答率（現状、56.2%）を高め、県民のニーズをより群馬県高齢者保健福祉計画に反映する一つの施策として、次回の県民意識調査についてはLINEなどインターネットを利用することも検討すべきである。

(4) 成果指標の設定について（意見17）

群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、成果指標が定められていないが、事業の有効性を評価するためにも、今後は、相談件数や相談者の人数を成果指標として定めるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、委託者との間で成果指標が定められていない。しかし、成果指標がないと、当該事業の有効性等を評価できない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、事業の有効性を検証して、今後に活かすため、群馬県高齢者総合相談センター運営事業について、相談件数や相談者の人数を成果指標として、仕様書等に設定すべきである。

(5) 高齢者総合相談センターの利用時間等について（意見18）

高齢者総合相談センターの利用時間は平日の午前9時から午後5時までとなっているが、相談実績データを分析し、繁忙に応じて、曜日により相談員を増減させるなどして、相談時間の延長等の対応を行い、県民のニーズに応えるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県高齢者総合相談センターの営業時間は、群馬県高齢者総合相談センター運営事業実施要綱により、土日祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までとなっている。しかし、これでは平日に仕事を抱えている相談者が、仕事を休んで相談にいかざるを得ず、県民のニーズに合致しているとは言えない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、少しでも相談件数を増やし事業の有効性を高めるため、相談日時の過去データを分析し、例えば相談が多い曜日は相談員を増やして相談時間を延長し、逆に相談が少ない曜日は相談員を減らして土曜日に出勤させる等の対応を検討すべきである。

(6) 地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの情報共有について (意見 19)

高齢者施策のアイデア創出に結びつけるため、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの意見交換の場を設け、情報共有を図るべきである。

(現状及び問題点)

市町村に設置されている地域包括支援センターと群馬県が設置し運営を委託している高齢者総合相談センターは、定期的な情報交換等を行っていない。

(改善策)

今後も高齢者総合相談センターを存続させるのであれば、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターで定期的な情報交換を行うことで、互いの情報共有を図ることができ、ひいてはアイデア創出に結びつく可能性もあるため、定期的に情報交換の場を設けるべきである。

(7) 実施報告書の正当性チェックについて (意見 20)

委託料と実績報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

(現状及び問題点)

令和元年度の群馬県高齢者総合相談センター運営事業に係る群馬県長寿社会づくり財団からの実績報告書を見ると、委託料の金額(1,828,610円)と、実績報告書の経費支出金額(1,828,610円)が一致していた。通常、委託料と経費支出金額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性に疑義を感じる。

(改善策)

実績報告書の経費支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

第10 元気高齢者総合支援

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢者の生きがいづくりと健康づくりを促進するとともに、元気な高齢者が地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献を積極的に推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会、2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会 ・元気高齢者の活動支援（「ぐんまちょい得シニアパスポート」推進、「ぐんまときめきフェスティバル」、「ぐんまねりんピック」） ・高齢者団体に対する助成事業（「群馬県長寿社会づくり財団運営費補助」、「群馬県老人クラブ連合会補助」等） ・情報発信体制の整備（「情報誌の発行」等） ・高齢者に対するイメージの転換（長寿社会・私のメッセージコンクール）等
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：（公財）群馬県長寿社会づくり財団（補助金支給）

（一財）群馬県老人クラブ連合会（補助金支給）

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①群馬県長寿社会づくり財団への補助	82,438 千円
②群馬県老人クラブ連合会への補助	9,316 千円
③単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への補助	34,981 千円
④「ぐんまちょい得シニアパスポート事業」推進	1,375 千円
⑤「ぐんまはばたけポイント制度」推進	486 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①群馬県長寿社会づくり財団への補助	群馬県長寿社会づくり財団が高齢者を対象として実施する事業についての事業費補助（健康づくりを推進する事業、生きがいつくり等に関する調査研究事業、社会参加・仲間づくりなど高齢者の生きがいつくりを推進する事業、生きがいつくり等に関する普及啓発事業等）及び管理費として人件費や一般運営費を補助している。
②群馬県老人クラブ連合会への補助	群馬県老人クラブ連合会が行う事業への補助及び運営活動費（連合会の人件費）を補助している。
③単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への補助	市町村が行う、高齢者地域福祉事業（各老人クラブ活動に対して助成費の支給）に補助金を支給している。
④「ぐんまちょい得シニアパスポート事業」推進	高齢者の積極的な外出、地域交流や健康状態を図るため、協賛店から割引等の優遇措置を受けられる事業を実施している。
⑤「群馬はばたけポイント制度」推進	介護施設等において介護支援ボランティア活動を行った高齢者がポイントを取得することで、介護保険料の支払等に充てられる仕組みを基にした本県独自の仕組みを各市町村へ推進し、高齢者の社会参加・社会貢献活動を促進している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
21,560(17%)	5,575(4%)	—	101,888(79%)	129,023(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	129,714	125,870	3,844	
平成 30 年度	130,885	125,958	4,927	
令和元年度	129,023	121,796	7,227	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	849	ぐんまちょい得シニアパスポート等作成、群馬はばたけポイント制度交換グッズ購入 等
役務費	17	優良老人クラブ連合会等知事表彰、表彰状筆耕料
委託費	101	群馬はばたけポイント手帳作成
負担金補助及び交付金	120,438	群馬県長寿社会づくり財団運営補助、老人クラブ関係補助
償還金利子及び割引料	391	老人クラブ補助金国庫返還金
合計	121,796	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ぐんまちょい得シニアパスポートの協賛店登録店舗数: 2,208 店

②達成状況

ぐんまちょい得シニアパスポートの協賛店登録店舗数: 1,966 店

(令和元年度までの累計実績)

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 群馬はばたけポイント制度の見直しについて (意見 21)

利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県(未加入市町村や独自制度を導入している市町村)へ導入する方法を進めるのか、あるいは県独自でのボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うか(この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源(ヒト、モノ、カネ)は他の事業へ回す。)のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。

(現状及び問題点)

県では介護保険法による介護支援ボランティアポイント制度を基にした、県独自制度として平成24年度から「群馬はばたけポイント」制度を導入・実施している。

当該制度は各市町村でも実施しているケースがあり、県の独自制度を導入している市町村は令和元年10月時点で桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、千代田町、大泉町、邑楽町の7自治体にとどまっている。県内でも人口が比較的多い前橋市等では市独自で別

の制度を運用しており「群馬はばたけポイント」制度への加入はしていない。

県としては未加入の各市町村への導入支援を勧めているが制度そのものがまだ新しいこともあり伸び悩んでいるのが実情である。

居住している地域（市町村）によって当該制度がない地域や制度があっても内容が異なることは利用者（県民）にとってはマイナス面が多いと考えられる。

（注）介護支援ボランティアポイント制度とは、ボランティア登録をしている高齢者がボランティア活動の登録施設・事業所等で行ったボランティア活動に対して、実績を勘案してポイントを付与し、その高齢者の申出により当該ポイントを換金等することで、実質的に介護保険料の一部の支払に充てることのできる仕組みである。

（改善策）

利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県（未加入市町村や独自制度を導入している市町村）へ導入する方法を推し進めるのか、あるいは県独自でのボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うのか（この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源（ヒト、モノ、カネ）は他の事業へ回す。）のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。